



# サンモリユ下條 だより

## リニューアル工事のお知らせ

全面改装のため1月5日(水)から7月上旬まで休館します

### 予約受付の再開

7月分の予約は、4月1日(金)から受付を開始します。  
予約はお客様センター（☎0120-933-365）へ。

### リニューアル工事のポイント

- 206号室（和室）を洋室2部屋に改修します。
- 207号室（和室）を和洋室に改修します。
- 家族、グループ向けのプレイルーム、カラオケルームを新設します。
- 屋上デッキとレストランデッキを拡張します。



予約は利用日の3カ月前の1日から      予約・問合せ お客様センター ☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

サンモリユ下條      検索

知っ得!

## ねんきん豆知識

**国民年金保険料の追納をお勧めします!**  
 ～国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の期間がある人へ～

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると保険料を全額納めた場合に比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そのため、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を後から納付（追納）することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

### 追納に関する注意事項

- 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除などの期間に限られます。
- 保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- 老齢基礎年金を受給することができる人は追納できません。

申問 電話 (21-2110) で刈谷年金事務所へ。